

# 四日市市都市総合交通戦略及び連携計画の策定に向けた組織設立・運営の考え方

## 連携計画

地域公共交通活性化・再生法

【目的】地域公共交通の活性化・再生のため、地域における主体的な取組及び創意工夫を推進

【事業内容】

- 鉄道の活性化・再生に係る事業
- バス・乗合タクシーの活性化・再生に係る事業

## 都市・地域総合交通戦略

【目的】公共交通を軸とした集約型都市構造のため、快適で円滑な都市交通を確保

【事業内容】

- 公共交通関係施設整備支援事業
- 交通結節点改善事業
- 歩行者・自転車環境の改善 など

## バス路線や運賃変更など

道路運送法



生活バスよっかいち導入、自主運行バスのダイヤ変更、尾平パークアンドバスライド廃止等、案件ごとに開催

### 法定協議会



学識経験者、計画事業者(交通事業者、道路管理者等)、公安委員会、利用者、市

### 任意の協議会



学識経験者、計画事業者(交通事業者、道路管理者等)、公安委員会、利用者、市

### 四日市市地域公共交通会議（既設）



バス・タクシー事業者、道路管理者、警察、労働団体、自治会等関係者、市

## 四日市市都市総合交通戦略協議会

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律  
道路運送法



学識経験者、交通事業者、利用者、道路管理者、警察、労働団体、市



連携計画の策定

都市総合交通戦略の策定

上記計画に係る事業の推進、進捗管理

バス等個別案件は分科会で協議

